

犬・猫の飼い方にご注意を！

問 動物保護管理センター尾張支所

☎0586(78)2595

環境課 ☎(55)7114

最近、犬や猫に関する苦情が多数寄せられています。そのほとんどが首輪やリードをつけない放し飼いや糞の始末によるものです。ご近所迷惑にならないためにも、飼い主が責任を持って正しい飼育を行いましょ。

野良猫にエサを与える行為は、結果的に野良猫を増やすことにつながる無責任な行為です。野良猫にエサを与えないようにしましょ。

【犬の飼い主の方へ】

犬の登録は狂犬病予防法により飼い主の義務となっております。犬を飼う際は必ず環境課に申請し、登録手続きを行ってください。

最近、道路や公園・田畑などでの糞の放置に関する苦情が寄せられています。愛犬が公共の場や、他人の敷地を汚した場合、綺麗にすることは飼い主の責任です。外出の際は必ず糞を片付ける道具を持ち、綺麗にして帰りましょ。

【猫の飼い主の方へ】

交通事故や感染症、ご近所迷惑を防ぐために、猫は室内で飼いましょ。

飼い猫が外に出てしまうと、迷子になったり、事故に遭った際に、迷子札や首輪に連絡先を書いておけば、保護され

た後、家に帰ってくるることができます。必ず連絡先を書いた首輪をつけましょ。

飼えない猫を増やさないためには、飼い猫に不妊・去勢手術を受けさせることが大切です。手術を受けていない飼い猫から生まれた子猫は、飼い主が責任を持って飼いましょ。

【犬・猫の引き取りについて】

市役所での犬・猫の引き取りは行っていません。犬・猫の引き取りはすべて動物保護管理センターで受け付けとなりますので、直接お問い合わせください。また、引き取りには手数料が掛かります。

【飼い主の分からない犬・猫を保護した場合】

犬・猫の特徴、いつ、どこで保護したかなどを動物保護管理センターへお知らせください。また、最寄りの警察署の落とし物係にも届け出てください。

飼い主が分からない場合、動物保護管理センターにお知らせいただいた後も、できる限り保護された方が預かり続けていただくようお願いいたします。

預かり続けていただくことができない場合、犬に限り日程調整のうえ、動物保護管理センターから保護に伺います。



平成31年4月から

粗大ごみの戸別回収を開始します

戸別回収の流れ

- 1 受付センターに電話もしくはFAXで予約する
(受付センターは4月1日より供用開始)

 - 受付日時は回収日の2週前の月曜日から1週前の金曜日まで
午前9時から午後4時まで(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
- 2 住所、氏名、電話番号、品目、数量を伝える

 - 粗大ごみは1回の申し込みにつき1世帯5点までです。
 - ソファや食器棚など、分かれるものについてはそれぞれで1点となります。
 - 受付期間内であれば、追加や変更は可能です。
- 3 戸別粗大ごみシールを購入し、受付番号を記入して、見やすい所に貼る

 - 今まで通りの販売店もしくは環境課窓口で戸別粗大ごみシール500円券を購入してください。
 - 粗大ごみを複数出す場合はそれぞれにシールを貼ってください。
- 4 回収日の午前8時までに自宅敷地内の道路際に粗大ごみを出す

 - 申し込み時に確認した場所に粗大ごみを出してください。(建物内からの搬出はしません)
 - 立ち会いは不要ですが回収時間は指定できません。
 - 申し込みのされていないもの、戸別粗大ごみシールの貼っていないものは収集しません。
 - 回収日は毎月第3水曜日
(ただし平成31年度5月、1月は第4水曜日)

申し込みは4月1日(月)から受け付けします

受付センター ☎ (22)2480
FAX (22)2481

※ 戸別回収の開始に伴い、ごみ集積場所での粗大ごみの収集は月1回となります。今まで通りごみ集積場所を利用する場合は、予約の必要はありません。

問 環境課 ☎(55)7114